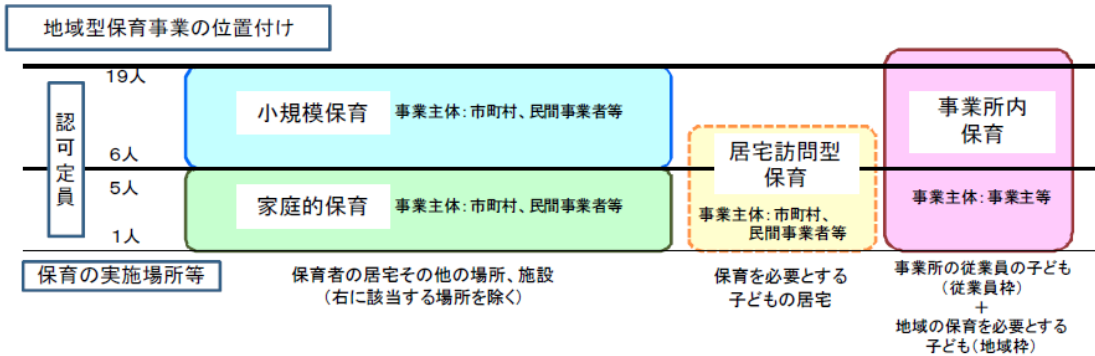


子ども・子育て支援新制度における市の基準策定について

1. 地域型保育事業の認可基準

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象となった。

地域型保育事業の認可基準は、国の定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。



2. 確認制度における運営基準

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、市町村が、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとに利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付による財政支援の対象とする。

確認制度における運営基準は、国の定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定
- (19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

3. スケジュール

	平成 25 年度		平成 26 年度
	4～12 月	1～3 月	4～6 月
国	子ども・子育て会議、基準検討部会で審議 内閣府令等◎		
市	東村山市子ども・子育て会議 第5回◎ 第6回◎ 第7回◎		市議会 6月定例会 策定◎